２０２６年８月３日現在

| 商　品　名<br>（愛　称） | (18)ネット専用『愛リーローン』 |
|---|---|

| | |
|---|---|
| ご利用いただける方 | 下記のすべての条件を満たし、保証会社（株式会社クレディセゾン）の保証が受けられる個人の方。 |
| | ・お申込時の年齢が満２０歳以上、完済時満８１歳未満の方。 |
| | ・安定継続した収入を有する方（パート・アルバイト、年金受給者および専業主婦（夫）も可） |
| お使いみち | ・自由（ただし、「事業性資金」、「当金庫消費者ローンのみの借換資金」は対象外とします。） |
| ご利用金額 | ・お一人さま　１０万円以上１，０００万円以下（１万円単位） |
| | ・５００万円超の申込は所得を証明する書類が必要です。 |
| ご利用期間 | ６か月以上１５年以内 |
| ご融資利率 | ・固定金利　（保証料を含みます。） |
| | 年４．８０％、７．８０％、９．８０％、１２．８０％のいずれかとなります。 |
| | ・審査によってご利用利率が異なります。（ご利用利率は４段階となっております。） |
| ご返済方法 | ・毎月５，０００円以上の元利均等返済 |
| | ただし、ご利用金額の５０％以内の元金については、ボーナス併用返済も可能です。 |
| | ・ご返済日は、６日、１６日、２６日（休日の場合は翌営業日）のいずれかの日となります。 |
| | ・年金受給者の方に限り、２ヶ月に１回の隔月返済の取扱いが可能です。 |
| | 隔月返済を選択される場合は、２ヶ月に１回の返済額が５，０００円以上の元利均等返済 |
| | 隔月返済を選択される場合は、ボーナス併用返済のご利用いただけません。 |
| 担保・保証人 | ・株式会社クレディセゾンの保証付で、担保・保証人は不要です。 |
| 保証料 | ・保証料は、ご利用利率に含みます。 |
| 苦情処理措置・紛争解決措置 | 苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、 |
| | 電話：089－946－1203）にお申し出ください。 |
| | 紛争解決措置　・愛媛弁護士会紛争解決センター(電話：089－941－6279)で紛争の解決を図ることも |
| | 可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客さま相談室に |
| | お申し出ください。また、お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただく |
| | ことも可能です。 |
| | ・東京弁護士会(電話：03－3581－0031)、第一東京弁護士会(電話：03－3595－8588)、 |
| | 第二東京弁護士会(電話：03－3581－2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ること |
| | も可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談 |
| | 室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。 |
| | また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただ |
| | くことも可能です。 |
| | なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。そ |
| | の際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会 |

| | |
|---|---|
| 苦情処理措置・紛争解決措置 | とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 |
| その他 | ・お申し込みに際しては、事前に審査させていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。<br>・現在のご利用利率やご返済額の試算につきましては、当金庫本支店までお問い合わせください。<br>・ご返済方法の変更（繰り上げ返済等）を行う場合は、当金庫所定の手数料が必要となります。 |